

優良建設工事等表彰事務取扱要領

平成24年5月10日制 定
平成25年10月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成28年6月1日全部改正
平成30年6月1日一部改正
令和元年6月1日一部改正
令和5年5月1日一部改正
令和5年6月1日一部改正
令和7年9月1日一部改正

（目的）

第1条 この要領は、広島県が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務において、優れた成績を修めた受注者及び優秀な技術者を表彰するための事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「工事」とは、県の発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要領において、「業務」とは、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第2条に規定する業務をいう。

3 この要領において「県内業者」とは、工事においては建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（営業所を総括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。）を、業務においては登記簿上の本店を、県内に有する者をいう。

（表彰対象工事及び対象業務）

第3条 前年度に県内業者が施工又は履行し、引渡しを受けた最終契約額1,000万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以上の工事又は最終契約額500万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以上の業務において、別表1の業種又は分野欄の区分ごとに同表の基準点数の欄に定める点数以上の成績評定点が付された工事及び業務とする。

（表彰区分及び被表彰候補者の選考基準）

第4条 表彰は、次の区分により行うこととし、区分ごとに定める基準（別表1）をそれぞれ満たす者を被表彰候補者の選考対象（以下、「選考対象」という。）とする。

(1) 優良建設業者

優良建設業者は、前条に規定する表彰対象工事を施工した者のうち、次の基準をすべて満たす者を選考対象とする。

ア 前年度に引渡しを受けた県発注工事において、元請負人として2件以上の施工実績を有し、当該工事の工事成績評定点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の工事がないこと

イ 前年度に、建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）第2(1)に規定する指名除外を措置されていないこと（同要綱第14(1)によるものを除く。）

ウ 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適当でないこと

(2) 優良建設コンサルタント

優良建設コンサルタントは、前条に規定する表彰対象業務を履行した者のうち、次の基準をすべて満たす者を選考対象とする。

ア 前年度に引渡しを受けた県発注業務において、県と契約を締結した2件以上の受注実績を有し、当該業務の業務成績評定点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の業務がないこと、並びに広島県測量・建設コンサルタント等業務総合評価落札方式試行要領等に基づく総合評価落札方式を適用した業務において、受注者が提出した技術資料に不履行がないこと（ただし、発注者からの指示によるもの及びやむを得ない理由による技術者の変更は除く）

イ 前年度に、建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）第2(1)に規定する指名除外を措置されていないこと（同要綱第14(1)によるものに限る。）

ウ 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適当でないこと

(3) 優秀技術者

優秀技術者は、前各号に規定する工事の監理又は業務の管理のため、原則として工事又は業務の全期間にわたって配置されていた、工事においては監理技術者又は主任技術者を、業務においては主たる業務分野の管理技術者を、選考対象とする。

（特別表彰の選考基準）

第5条 優良建設業者及び優良建設コンサルタントについて、同一業種又は分野において、前条に定める区分による表彰を3年連続で受け、その翌年度に選考対象となった者は、特別表彰の選考対象とする。

2 優秀技術者について、同一業種又は分野において、前条に定める区分による表彰を前年度から過去4年の間に3回受け、その翌年度に選考対象となった者は、特別表彰の対象とする。

（被表彰候補者の公募）

第6条 県は、第3条で規定する表彰対象工事を施工又は表彰対象業務を履行した者のう

ち、第4条で規定する選考基準を満たす者を公募し、申請のあった者を対象に被表彰候補者を選考するものとする。

2 前項に規定する被表彰候補者の公募は、「広島県の調達情報」ホームページに掲載し、周知するものとする。

（被表彰候補者の選考）

第7条 被表彰候補者の選考は、土木建築局表彰事務取扱要領（平成25年4月1日施行）に定める、土木建築局表彰選考委員会において行う。

（被表彰者の決定）

第8条 知事は、前条による選考委員会の審議結果を参考にして、被表彰者を決定する。

（被表彰者への通知）

第9条 知事は、前条により決定した被表彰者に対し、別紙1により通知する。

（表彰の方法）

第10条 表彰は、知事が行うものとし、土木建築局長が被表彰者に表彰状を授与して行う。

2 前項の規定に関わらず、特別表彰の対象者へは、知事が被表彰者に表彰状を授与して行う。

（被表彰者の公表及び通知）

第11条 知事は、被表彰者を別紙2により公表を行うとともに、別紙3により関係課長及び関係機関の長へ、通知する。

（表彰の取り消し）

第12条 知事は、表彰を決定した後、次のいずれかの事実が判明した場合には、土木建築局表彰選考委員会の審議を経て、表彰を取り消すものとする。

（1）表彰の対象となった工事又は業務の成績評定点が第3条に定める基準点数未満である場合

（2）被表彰者が第4条第1号又は第2号に定める基準を満たさない場合

（3）被表彰者が第4条第3号に該当しない場合

2 知事は、前号の規定により表彰を取り消した場合は、被表彰者に対して通知するとともに、別紙4により関係課長及び関係機関の長へ、通知する。

（その他）

第13条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年5月10日から施行する。
- 2 この要領は、平成25年10月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 5 (1) この要領は、平成30年6月1日から施行する。
(2) 平成31年3月31日までに引渡しを受けた建設工事及び、平成30年5月31日以前に契約した建設工事については、なお従前の例による。
- 6 この要領は、令和元年6月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和5年5月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和5年6月1日から施行する。
- 9 この要領は、令和7年9月1日から施行する。

別表 1

区分	業種又は分野	基準点数
工事	土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事	85点
	大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、建築一式工事	86点
	プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事	87点
業務	測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、その他	85点

令和 年 月 日

広島県知事
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕
技術企画課

(※工事又は業務を選択し、不要な文字は消去すること。)

（別紙２）

【令和 年度 優良建設工事等被表彰者一覧（表彰対象工事（業務）の県への引渡し期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日）】

	被 表 彰 者						表 彰 対 象 工 事 (表 彰 対 象 業 務)				
	建 設 業 者 (建設コンサルタント)					技 術 者					
番号	許可番号 (登録 番号)	名 称	所 在 地	業 (分 種 野)	格 付	氏 名	発注機関	工 事 名 (業 務 名)	工事場所 (業務場所)	最終契約金額 (円)	工事 (業務) 成績評 定 点

（※工事又は業務を選択し、不要な文字は消去すること。）

(別紙3)

令和 年 月 日

関係課長様
関係機関の長様

土木建築局技術企画課長

優良建設業者及び優良建設コンサルタント並びに優秀技術者の
表彰について（通知）

このことについて、別紙のとおり表彰が行われましたので、優良建設工事等表彰事務取扱要
領第11条の規定に基づき、通知します。

※別紙2を添付

(別紙4)

令和 年 月 日

関係課長様
関係機関の長様

土木建築局技術企画課長

優良建設業者及び優良建設コンサルタント並びに優秀技術者の
表彰について（通知）

このことについて、別紙のとおり表彰を取り消しましたので、優良建設工事等表彰事務取扱
要領第12条の規定に基づき、通知します。

※別紙2を添付